

徳島県規則第十号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号二及びホを次のように改める。

- 二 全有機炭素の量は、一リットル中に三ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により当該基準によることが適当でないとき認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌は、検出されないこと。

第五条第一項第二号ロを次のように改める。

- ロ 全有機炭素の量は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により当該基準によることが適当でないとき認められる場合は、過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。

第五条第一項第二号ハ中「大腸菌群」の下に「（グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であつて、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を加え、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第四条第六号の規則で定める遊離残留塩素濃度の基準は、通常一リットル中に〇・四ミリグラム程度であり、かつ、最大一リットル中に一ミリグラムを超えないこととする。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。